

基山町福祉交流館を利用しませんか！

福祉交流館は、町民の皆さんが自主的に多世代での活動ができる施設です。交流広場は、パブリックスペースとして余暇を過ごしたり、憩いの場としてお子さんを遊ばせながらお母さん同士で交流したりと、様々な用途で利用されています。各種サークル活動や会合に利用できる部屋（占有スペース）もありますので、ぜひご利用ください。

※問合せ先 基山町福祉交流館 ☎92-2101

1. ご利用案内

- ▶ 開館時間 午前9時～午後7時
- ▶ 休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合、その翌日）
年未年始（12月29日～1月3日）
- ▶ 使用料 無料（占有スペースのみ、使用料及び利用申請が必要です。）

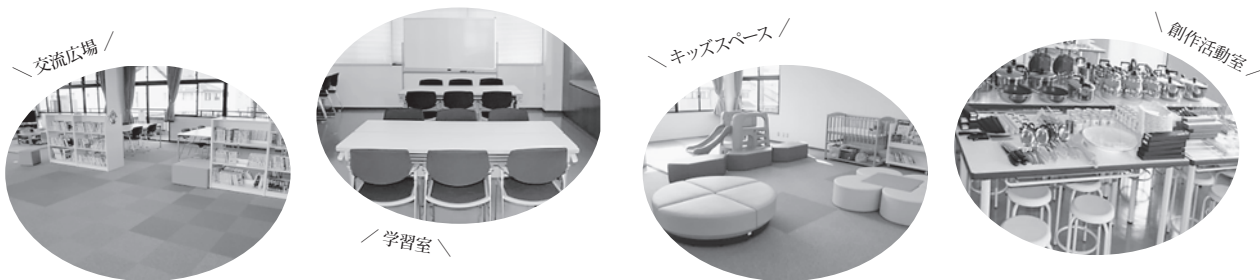
| 施設の区分 | 使用料 | 超過使用料 | 冷暖房費 |
|-------|------|-------|------|
| 学習室 | 120円 | 120円 | 100円 |
| 多目的室 | 130円 | 130円 | 100円 |
| 創作活動室 | 160円 | 160円 | 200円 |

※1時間あたりの料金です。

2. 申請方法

事前に所定の申請書に必要事項を記入し、使用料と共に基山町福祉交流館2階受付コーナーもしくは健康福祉課窓口で申請してください。（※設置目的から著しく逸脱した利用目的の場合、貸出しできないことがあります。物品の販売宣伝・勧誘等は禁止しています。電話予約は不可です。）

当日は、申請受付時にお渡しする利用許可証を持参してください。



国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入し納付をしなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

学生納付特例制度により、平成28年度に保険料納付を猶予されている方で、平成29年度も引き続き在学予定の方は、基礎年金番号等が印字された学生納付特例申請書（はがき）が送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このはがきに必要事項を記入し返送することで、平成29年度の申請ができます。（この場合、在学証明書又は学生証の写しの添付は不要）

なお、平成29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、納付書を送付しますので、佐賀年金事務所にご連絡ください。

▽制度適用条件所得の目安

118万円+

（扶養親族等の数×38万円）

※問合せ先

・佐賀年金事務所

☎0952-314191

・住民課 保険年金係

☎92-7934